

2018年 3月30日

「特別年金定期預金」の取扱いを継続します！

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、3月30日で「特別年金定期預金」の取扱いを終了いたしますが、今後も下記の通り、対象となる年金等を当金庫でお受取りのお客さま、対象となる年金等の入金口座を当金庫へご変更いただいたお客さまに、4月2日以降もお預け入れいただけるように、継続して取扱いいたします。

記

1. 「特別年金定期預金」について

対 象	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる年金等を当金庫でお受取りのお客さま 対象となる年金等の入金口座を当金庫へご変更いただいたお客さま 								
預金種類・期間	自動継続スーパー定期（単利型）1年もの								
適 用 金 利	<table border="1"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>適用金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年</td> <td>店頭表示金利+年0.150%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 本金利の適用は、初回のお預け入れの満期日までとし、自動継続後は継続時のスーパー定期の店頭表示金利とさせていただきます。 他の金利上乘せ商品と組み合わせてのお取扱いはできません。 ATM、モバイル&インターネットバンキングサービス、テレホンバンキングサービスを利用したお預け入れはできません。 <p>《ご参考》2018年4月2日現在のスーパー定期の店頭表示金利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>店頭表示金利【300万円以上・300万円未満とも】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年</td> <td>年0.010%（税引後 0.00796850%）</td> </tr> </tbody> </table>	預入期間	適用金利	1年	店頭表示金利+年0.150%	預入期間	店頭表示金利【300万円以上・300万円未満とも】	1年	年0.010%（税引後 0.00796850%）
預入期間	適用金利								
1年	店頭表示金利+年0.150%								
預入期間	店頭表示金利【300万円以上・300万円未満とも】								
1年	年0.010%（税引後 0.00796850%）								
預入金額・単位	<p>10万円以上300万円以下（1円単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 新たな資金でお預け入れいただいた場合のお取扱いとなります。 ※ 新たな資金とは、原則本商品の取扱期間中に当金庫に現金（小切手）・お振込等によりお預け入れいただいた資金とします。 								

2. その他

店頭に説明書をご用意しております。

以上

☆本件に関するお問い合わせは、下記TELまたはFAXまでお願い申し上げます。
 ○TEL 0120-201-959 または、075-694-2729
 【平日（当金庫休業日を除く）9:00~17:00】
 ○FAX 0120-201-580
 ※フリーダイヤル（電話）は当金庫営業地区（京都府および滋賀県、大阪府、奈良県）のみ可能です。

特別年金定期預金

[2018年 4月 2日現在]

1. 商品名 (愛称)	・特別年金定期預金						
2. 販売対象	・対象となる年金等を当金庫でお受取りのお客さま ・対象となる年金等の入金口座を当金庫へご変更いただいたお客さま						
3. 対象となる年金	・国民年金・厚生年金・共済年金・労災年金・援護年金・厚生年金基金・国民年金基金 老齢福祉年金・恩給						
4. 期間	・自動継続スーパー定期 (単利型) 1年もの						
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10万円以上300万円以下 新たな資金でお預け入れいただいた場合のお取扱いとなります。 新たな資金とは、原則本商品の取扱期間中に当金庫に現金 (小切手) ・お振込等によりお預け入れいただいた資金とします。 お一人さまのお預け入れ総額を300万円までとさせていただきます。 ・1円単位						
6. 払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。						
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 (店頭表示金利に金利を上乗せいたします) <table border="1" data-bbox="475 840 1279 918"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>適用金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年</td> <td>店頭表示金利+年0.150%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*例えば、100万円をお預け入れいただいた場合、1年後の税引後のお受取利息は、1,275円となります。 *本金利は、当初1年間のみとし、自動継続後は継続時のスーパー定期1年ものの店頭表示金利とさせていただきます。 〔2018年4月2日現在のスーパー定期1年ものの店頭表示金利は、年0.010% (税引後年0.00796850%) です。〕</p>	預入期間	適用金利	1年	店頭表示金利+年0.150%		
預入期間	適用金利						
1年	店頭表示金利+年0.150%						
8. 税金	・利息には20.315% (国税15.315%、地方税5%) の分離課税が適用されます。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)						
9. 手数料	—————						
10. 付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は、担保定期預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率。) ・マル優のお取扱いができます。						
11. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともにお支払いします。 (利率は年利率) <table border="1" data-bbox="475 1563 1279 1684"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 小数点第4位以下を切捨てます。 ただし、解約利率が解約日の普通預金年利率を下回るときは、普通預金年利率を解約利率とします。</p>	預入期間	適用利率	6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率	6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%
預入期間	適用利率						
6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率						
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%						
12. 金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください。						
13. 元本欠損リスクと要因	—————						
14. 想定されるリスク	—————						

京都中央信用金庫

15. 苦情処理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または On Your Side 事業部（電話・FAX：0120-355-774）へお申し出ください。また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ（https://www.chushin.co.jp/）上のお問い合わせより、インターネット（24時間受付）でも受付をしております。 																		
16. 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、On Your Side 事業部（電話・FAX：0120-355-774）または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫 On Your Side 事業部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ（https://www.chushin.co.jp/）をご覧ください。受付日時は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="491 846 1501 1283"> <thead> <tr> <th>問い合わせ先</th> <th>受付日時</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>075-231-2378</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 民間総合調停センター<大阪></td> <td>月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00</td> <td>06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00</td> <td>03-3581-0031</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00</td> <td>03-3595-8588</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> </tbody> </table>	問い合わせ先	受付日時	電話番号	京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378	公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644	東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031	第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588	第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249
問い合わせ先	受付日時	電話番号																	
京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378																	
公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644																	
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031																	
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588																	
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249																	
17. その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる年金等のお受取りをしている、もしくは、入金口座を変更指定いただいた店舗のみのお取扱いとさせていただきます。 ・他の金利上乘せ商品と組み合わせてのお取扱いはできません。 ・ATM、モバイル&インターネットバンキングサービス、テレホンバンキングサービスを利用したお預け入れはできません。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座・預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます。） ・金利情勢等により、取扱期間中でも適用金利を変更させていただく場合やお取扱いを終了させていただく場合があります。 ・預金の詳しい内容または現在の預金利率につきましては、当金庫の本支店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959（平日9：00～17：00）またはFAXフリーダイヤル☎0120-201-580（24時間受付）までお問い合わせください。 																		